

改めてお願いします。

性自認主義のトランスジェンダーと  
性同一性障害のトランスジェンダーを同列に語らないでください。

性同一性障害でも途中で違和が納得感に代わる程度の人と、一連の医療的ケアを行い戸籍上の続柄を変更した者とを一緒にしないでください。

参考 URL

税理士事務所さんのホームページです

<https://ittax.jimdofree.com/2016/07/07/%E6%80%A7%E5%90%8C%E4%B8%80%E6%80%A7%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E3%81%AE%E5%A5%B3%E6%80%A7%E3%81%8C-%E5%9C%B0%E5%85%83%E3%81%AE%E3%82%B4%E3%83%AB%E3%83%95%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%83%96%E3%81%AB%E5%85%A5%E4%BC%9A%E3%82%92%E6%8B%92%E5%90%A6%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%9F%E4%BA%8B%E4%BB%B6/>

弁護士さん事務所のホームページです

<http://pharos-law.com/database1/2015/07/09/%E6%80%A7%E5%90%8C%E4%B8%80%E6%80%A7%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5%E3%81%8F%E6%80%A7%E5%88%A5%E5%A4%89%E6%9B%B4%E3%82%92%E7%90%86%E7%94%B1%E3%81%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%B4%E3%83%AB/>

また、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長発出の都道府県・保健所設置市・特別区あてに『公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて』が出されました。この事によってくれぐれも戸籍の続柄を変更した者が現戸籍上の欲湯 浴場を利用出来なくなるような事の無い様にご注意頂きたく改めてメールを送らせてもらっています。

厚生労働省発出の文章には、公明党に所属する國重議員と佐々木政府参考人、伊佐副大臣とのやり取りが掲載されていますが、ここに出て来るトランスジェンダーという文言を全てのトランスジェンダーと置き換える事は国として行政として間違っていると指摘させていただきたい。

理由 1. 國重議員は、国会質問で、男性器のある心が女性と言う人という文言を用いています。が、厚労省発出文章にはなかった

※衆議院内閣委員会 2023 年 4 月 28 日國重徹 :衆議院国会中継アーカイブをどうぞご参照ください。

理由 2. 既にご参照のことと存じますが、性同一性障害者のゴルフクラブ会員拒否事件での結果。

理由 3. 埼玉県東入間警察所、および、埼玉県警察にも確認。個人情報全てお話ししたうえで女湯に入ったら逮捕されるのか？という質問に対し、逮捕しませんとの回答を頂いている。

理由4. 東京都浴場組合では、下のモノあるかないかの判断であり、上にあっても下があれば男湯。個人情報を含めてあかし私の場合を訪ねてみた所、例えば戸籍を男性に戻したとしても既に手術を受けちゃっている以上男湯には入れません。女湯には入れるでしょ？との回答を頂いています。

こうした現状を無視して行政が仮に LGBT 理解増進法を根拠に、ルールを決めなければならなくなったとしても、私たちを排除する事は出来ません。

#### 反対意見1

GID 特例法には、女湯に入ってよいとは書かれていない

私の見解：全てにおいて出来る事出来ない事は書かれていません。つまり入ってはならないとも記載されていない。また、女性から男性へ戸籍を変えた者が婚姻関係を築きパートナーが出産すれば、夫となった元女性は、男性の推定認知が適用されるルールが適用されています。

#### 反対意見2

特例法4条には、『特段の定めがある場合を除いては』とある。だから今からでも切り分けられる

私の見解：仰る通り、確かにそう記載されています。では、4条2項は何を言っているのでしょうか？これは明らかに遡及ルールがあるよと言っています。そしてこの場合の「権利義務に影響」とはいったいどういった事が想定されていたのか？個人対個人の人権の衝突に法律が介入すると言う事は、どちらかを法的に切り捨てる事と意味すると考えます。この場合の権利義務に影響は、変ったものとみなされた側であり、その他のモノではないと解せます。

また、〈解説〉性同一性障害者性別取扱特例法監修南野知恵子という本の中には P93 下段6. 第5号要件についてで、公衆浴場に触れています。

さらに、GID 特例法の4条にある『他の法律に特段の定めがある場合を除いては』という文言、立法段階では想定されていた諸問題は無いとされていたとも〈解説〉性同一性障害者性別取扱特例法監修南野知恵子 P143 に書かれています

#### 反対意見3.

R5 年現在において、法務省より確認済み案件として。

みなし女性と生来女性を切り分けても法の下での平等に反しないという回答を頂いてしまっている。

私の見解：中央行政がそういう立場である以上、地方行政がそうなってもやむを得ないものと認識しています。あとは司法に判断を委ねます。